

「確定拠出年金企業型の導入について」 社員には分かりやすい説明を！

本部は11月16日、「確定拠出年金企業型の導入について」の業務委員会を開催しました。

この制度は、期末手当の一部を資産運用に活用するというものです。資産運用は、会社が指定する金融機関が行い、元本確保型を核として設定された複数の運用商品から加入者が自己責任のもと任意で選択します。加入は任意ですが、一旦加入すると退職まで掛金の拠出中断はできません（脱会できない）。実施時期は来年12月1日を予定し、準備でき次第、各地で説明会が開かれます（別紙会社説明資料参照）。

以下、主な議論です。

組合：専任社員は加入できるのか。

会社：法律で「60歳に達するまで」と年齢制限が設けられている。

組合：この制度のメリット、デメリットは何か。

会社：高齢期の資産運用が活用できる。掛金部分（イメージ図の点線の四角部分）は課税対象にはならず、社会保険料がかからないため、加入者も会社も軽減となる。

組合：リスクはあるのか。

会社：元本確保型なので、大きなリスクはないと思われる。ハイリスク・ハイリターンの商品は考えていない。

組合：病気休職などで掛金を払えなくなった場合、どのような扱いになるのか。

会社：資料の3.（3）のケースで「期末手当の額が本人が選択した掛金額を下回る場合は、掛金額は一律6,000円とする」に該当する。

組合：J R 東海が運用に関与するのか。

会社：他の金融機関の会社が行う。

組合：説明会は職場単位で行うのか。

会社：考えてはいないが、できる限り多くの場所で行いたい。

組合：説明会は超勤扱いか自己の時間のどちらか。

会社：まだ決めていない。
組合：社員には丁寧に分かりやすい説明を行うこと。
組合：元本が無くなることは考えられるか。
会社：銀行の預金が大丈夫かという話になってしまう。
組合：標準報酬月額は下がるか。
会社：月額は変わらない。標準賞与額が変わる。
組合：掛金分が年末調整の対象となるのか。
会社：掛金部分が非課税となる。年末調整には反映されない。
組合：解明点や疑問があれば申し入れる。
会社：了解。

以 上